

第3章 許可基準編

3-1 周辺住民への周知【法第11条、第29条】	50
3-1-1 周知する方法	50
3-1-2 周知する内容	50
3-1-3 周知結果の報告	50
3-1-4 周知する範囲	51
3-2 土地所有者等の同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】	52
3-3 技術的基準への適合【法第13条第1項、第31条第1項】	52
3-4 資格を有する者の設計が必要な工事【法第13条第2項、第31条第2項】	53
3-5 資力・信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】	54
3-6 工事施行者の能力【法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号】	54
3-7 土石の堆積に関する工事の期間	54

3-1 周辺住民への事前周知【法第11条、第29条】

許可申請を行う前に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、当該工事の内容を周知する必要があります。なお、周知すべき範囲に住民がいない場合には周知義務が生じないため、下記に記載する内容で周知する必要はありません。

3-1-1 周知する方法

周知する方法は、表3-1のいずれかの方法によることとなっています。工事の内容が確実に伝わるように、できる限り、説明会の開催や書面の配布を行うよう努めてください。

表 3-1 周辺住民への周知の方法

	方法
1	説明会の開催 ※
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

※表3-2の要件に該当する場合は、説明会の開催が必須となりますので御注意ください。

表 3-2 説明会が必須となる要件

	要件
①	山間部における、河川の流水が継続して存する土地で、高さ15mを超える盛土を行う場合
②	山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地で、高さ15mを超える盛土を行う場合
③	①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地で、高さ15mを超える盛土を行う場合

3-1-2 周知する内容

以下の①～⑦の内容について周知を行ってください。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

このほか、工事内容により周辺へ影響を及ぼす事項等は、可能な限り周知を行うようにお願いします。

3-1-3 周知結果の報告

周知結果については、「住民への周知報告書(参考様式)」に必要事項を記載して、周知した範囲や内容がわかる資料とともに、許可申請書に添付してください。

3-1-4 周知する範囲

周知する範囲は、盛土等による影響を想定し得る範囲としています。対象となる範囲に、住家や日常で活動が行われている建物がある場合には、周知を行ってください。

表3-3に示す住民への周知範囲の考え方に応じて、必要な範囲に周知を行ってください。必要な範囲に周知がなされていれば許可申請は可能ですが、各市町村における指導要綱等で周知義務を定めてある場合があります。該当する市町村へ確認を行うなどして、盛土規制法以外の手続きについても適切に行ってください。

※周知範囲が広大になる場合や説明会対象者多数の場合は、事前にご相談をお願いします。

※周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて隣接する土地所有者や自治会等に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

表3-3 住民への周知範囲

盛土等の区分	周知範囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	盛土等の境界(のり尻)から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲 (※参考図Lの範囲)	
腹付け盛土	盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり尻から下方の水平距離5h以内の範囲 (※参考図Iの範囲)	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)	下流の溪床勾配が2度以上の範囲 (※参考図の範囲)	

※ 平地盛土……勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 腹付け盛土…勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 谷埋め盛土…谷や沢を埋め立てて行う盛土
 溪流等………溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線(上端は谷地形の最上部まで含む)からの距離が両側 25m以内の範囲

3-2 土地所有者等の同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

<同意を必要とする権利者>

同意を必要とする権利者とは、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のことです。

<同意書に記載が必要な事項>

- ① 所在地・地番
- ② 地目又は工作物若しくは建築物の種類
- ③ 地積又は工作物若しくは建築物の規模用途等
- ④ 権利の種別
- ⑤ 同意年月日
- ⑥ 同意者住所・氏名

同意書には、本人の同意であることを示すため、同意者の印鑑証明書を添付してください。

※「登記関係一覧表(参考様式)」にて、各権利者及び内容を整理してください。

3-3 技術的基準への適合【法第13条第1項、第31条第1項】

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。福岡県では、表3-4に示す政令での規定に加えて細則に基づく技術的基準の付加をしています。

技術的基準は、本手引きとは別に規定しています。下記のホームページをご参照ください。

※ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の運用について(福岡県ホームページ)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html>

表3-4 政令に規定する技術的基準

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事(第7条から第17条までの規定の準用)
第19条	土石の堆積に関する工事
第20条	規則への委任

3-4 資格を有する者の設計が必要な工事【法第13条第2項、第31条第2項】

資格を有する者の設計が必要な工事が政令において定められています。表3-4-1に該当する工事内容がある場合は、表3-4-2に記載する設計者の資格が必要となります。

この工事を行う場合は、設計者の資格に応じた証明書類を許可申請書に添付する必要があります。

※都市計画法の開発許可によるみなし許可となる場合でも、この工事内容がある場合は、設計者の資格が必要となります。設計者の資格に関する申告書と添付書類を、開発許可申請書に添付してください。

表3-5 資格を有する者の設計が必要な工事

	工事内容
①	高さが5mを超える擁壁の設置
②	盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置

表3-6 設計に必要な資格、申請に必要な書類

根拠条文	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
政令 第22条	1号 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 卒業証明書
	2号 短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
	3号 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
	4号 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
省令 第35条	1号 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書
昭和37年 建設省告示 第1005号	1号 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明
	2号 技術士[建設部門] [農業部門](農業農村工学(農業土木)に限る) [森林部門](森林土木に限る) [水産部門](水産土木に限る)	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 技術士の資格証明書
	3号 一級建築士	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 一級建築士の資格証明書

3-5 資力・信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】

工事の許可申請において、工事主には、工事を行うために必要な資力及び信用が求められます。

なお、過去に盛土規制法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

(必要書類)

【個人の場合】

- ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類
- ② 暴力団等に該当しないことの誓約書(参考様式)
- ③ 資金計画書(省令様式)
- ④ 直近の年度の納税証明書
- ⑤ 残高証明書又は融資証明書(1haを超える場合または知事が必要と認める場合)
- ⑥ 事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)

【法人の場合】

- ① 登記事項証明書
- ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(本事業の決定権を持つ役員のみ)
- ③ 暴力団等に該当しないことの誓約書(参考様式)
- ④ 資金計画書(省令様式)
- ⑤ 直近の年度の納税証明書
- ⑥ 残高証明書又は融資証明書(1haを超える場合または知事が必要と認める場合)
- ⑦ 事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)

3-6 工事施行者の能力【法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号】

工事の許可申請において、工事施行者には、工事を完成するために必要な能力が求められます。

原則として許可申請時に工事施行者の能力を審査します。ただし、許可後に入札を行って工事施行者を選定するなど、やむを得ない場合の申請に関しては、事前に県の窓口にご相談ください。

(必要書類)

- ① 登記事項証明書(個人の場合を除く)
- ② 建設業の許可証の写し
- ③ 事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)

3-7 土石の堆積に関する工事の期間

土石の堆積は許可期間が5年以内となっています。これは、盛土や切土などの恒久的な造成工事とは異なり、一時的に堆積することを前提としているためです。

なお、資材置き場での堆積やストックヤードとしての利用などで5年を超えて土石の堆積を継続する場合、許可の日から5年を経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受ける必要があります。

変更許可については、【第2章 手続編 2-1-2 許可(変更許可)申請】をご確認ください。

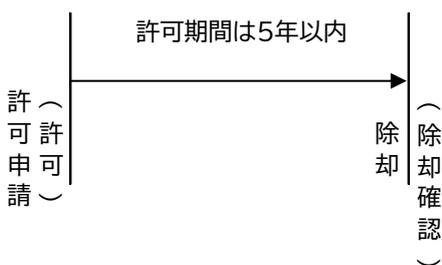


図3-1 土石の堆積の許可期間の考え方

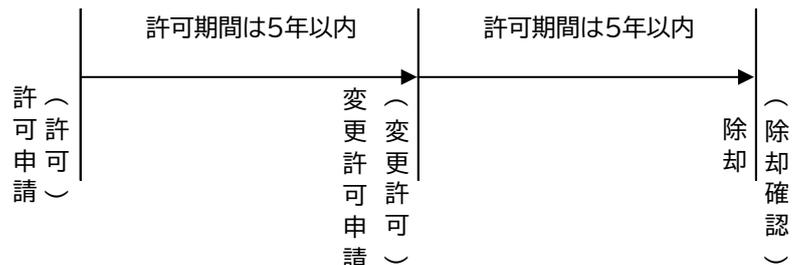


図3-2 土石の堆積の変更許可の考え方